

する。

7. コンクリートミキサー車等の洗浄が必要な場合は現場敷地内で行い、近隣住宅に接する道路では行わないものとする。

第9条（建物等の損害の修復）

乙は、本件工事に起因し、隣接する甲の建物及び付属物等に損害等が生じた場合は、甲、乙両者立会いの上、確認を行い、乙は誠意をもって甲と協議し、損害箇所の修復を図るか、損害賠償を行うものとする。

第10条（テレビ電波受信障害対策）

1. 乙は本件計画に起因する甲へのテレビ電波受信障害については、専門業者による事前調査を実施し予め受信障害範囲を予測し、甲に受信障害が発生した場合は、乙の費用負担により本件工事竣工に至るまで原状の視聴が得られるよう必要な措置を講じるものとする。
2. 乙の施工した対策措置の維持管理については別途、協議するものとする。

第11条（現場管理）

1. 乙は、工事責任者を置き、連絡先を明確にし、甲の対応窓口にあたりると共に本件工事場の管理を十分に行うものとする。
2. 乙は、衛生面に注意し、簡易水洗トイレ、手洗い場等の設備を設けるものとする。尚、作業員宿泊施設を設けないものとする。

第12条（連絡体制）

1. 本協定書を円滑に実施し、連絡を密にするために乙は現場事務所を設置し、連絡責任者を次のとおりとする。

担当責任者 開発推進4部 門間晶己

作業所長 上垣秀人

現場事務所 電話 042-442-5071

2. 乙は甲からの苦情については、下請け業者に関するものも含め迅速に対応し、処理するものとする。
3. 夜間、早朝、休日、緊急時の連絡先
株式会社長谷工ナヴィエ 03-3255-0061

第13条（その他）

本協定書に定めなき事項、疑義等が生じた場合は、甲、乙は誠意をもって協議し解決を図るものとする。